

平成25年第2回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成25年6月5日（水曜日）午前9時07分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 報告第1号 平成24年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第5 第30号議案 幸田町税条例の一部改正について
第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第33号議案 幸田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第34号議案 幸田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
第35号議案 財産の取得について（小中学校コンピュータ）
第36号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 池田久男君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 浅井武光君 |
| 16番 大嶽弘君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 町長 大須賀一誠君 | 副町長 成瀬敦君 |
| 企画部長兼 人事秘書課長 大竹広行君 | 総務部長 小野浩史君 |
| 住民こども部長 桐戸博康君 | 健康福祉部長 鈴木司君 |
| 環境経済部長 山本幸一君 | 建設部長 近藤学君 |
| 住民こども部次長兼 こども課長 児玉幸彦君 | 会計管理者兼 出納室長 小山信之君 |
| 教育長 内田浩君 | 教育部長 春日井輝彦君 |

消 防 長 山 本 正 義 君 消 防 次 長 兼 齋 藤 正 敏 君
予 防 防 災 課 長

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 忠 志 君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私にわたり御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

早々と梅雨入りとなりましたが、山陰から東北にかけては雨の少ない、いわゆる空梅雨の様様となっております。そんな中ではありますが、庭のアジサイは日に日に色濃くなり、鮮やかさを増しています。高温多湿のこの時期、それぞれに健康を損なわないよう気をつけていただきたいと思います。

ここでお諮りします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社より、議場内のテレビカメラによる撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

撮影は、本日、日程の冒頭部分のみとなりますので、よろしく願いいたします。

本定例会に提出されました議案は、平成24年度幸田町一般会計及び幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計に係る繰越明許費繰越計算書についての報告2件と、第30号議案から第35議案までの単行議案6件、第36号議案の補正予算1件であります。

慎重なる御審議と議会運営に格別なる御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

先ほど議長もお話がありましたように、ことしは5月に梅雨入りいたしまして、平年よりも11日早く雨の季節が到来しましたが、6月に入りましても雨も少なく、初夏を感じる今日でございます。

本日、ここに平成25年第2回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には公私とも大変御多用のところ早朝より御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、日ごろは、住民福祉の増進と町政発展のために御尽力を賜っており、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案させていただきます議案は、繰越明許費の報告議案2件と単行議案6件、補正予算1件、合わせて9件でございます。後ほど、提案理由とその概要について説明申し上げますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議の上、御可決・承認を賜りますよう、

お願い申し上げます。

なお、一般質問につきましては、7名の議員の皆様から通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政を進める上に重要な問題ばかりでございますので、真摯に受けとめ、誠意を持って対応させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、2点ほど報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、町内で発生をいたしております不審火についてであります。

隣接の岡崎市におきまして、2月から不審火が多発してございましたが、幸田町におきましても、5月に入りまして、5月12日、野場地内で駐車場の軽トラックのタイヤ、20日、中央小学校、21日が須美地内で苗や農機具、23日には深溝で車庫、25日に幸田小学校での木片が燃えるなど、不審火が多発しております。

今後につきましても心配されるところでありますが、警察も巡回等を強化していただいておりますが、町といたしましても5月24日に不審火対策本部を設置し、町職員に加え消防団、防災ボランティアの皆さんにも御協力いただき、パトロールを実施しておりますが、さらにパトロールを強化等いたし、不審火の防止に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

2点目でございます。

学校給食センターにおいて、6月1日、ノロウイルスによる職員1名が陽性反応が検出されました。これに伴い、6月4日、5日と学校給食を中止し、その対応を図ってまいりました。その後、調理員、職員全員の検便検査等を実施したところ、全員陰性の判定をされましたので、明日6月6日木曜日から給食業務を再開いたします。大変御心配をかけましたが、御報告にかえさせていただきます。

以上、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

平成25年度国県等公共事業採択（見込み）状況情報をお手元のほうに本日配付をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成25年第2回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時07分

○議長（大嶽 弘君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理

事者は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時07分

○議長（大嶽 弘君） 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を12番 内田 等君、13番 丸山千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日6月5日から6月26日までの22日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月5日から6月22日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおり
ですから、御了承願います。

日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査結果報告書は、1月分、2月分、3月分の3件、定期監査結果報告書は、
1月、2月実施分の3件です。これは、お手元に配付のとおりですから、御了承願いま
す。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（大嶽 弘君） 日程第4、報告第1号 平成24年度幸田町一般会計繰越明許費繰
越計算書について、報告第2号 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会
計繰越明許費繰越計算書についての2件を一括報告を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、報告第1号 平成24年度幸田町一般会計繰越明許費
繰越計算書についてでございますが、この件につきましては、平成24年度におきまし
て繰越明許費予算の議決をいただいております、その繰越額について繰越計算書を調整いた
しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、報告をさせ
ていただきます。

繰越明許費事業は、2ページの計算書のとおり、わしだ保育園増築・大規模改修事業を初め平成24年度の国の緊急経済対策による5事業でございます。

20款の民生費では、わしだ保育園増築・大規模改修事業につきましては、繰越額を1億6,500万円、45款土木費では、舗装路面性状調査事業につきましては、繰越額を550万円、坂崎野場1号線舗装改良事業につきましては、繰越額を2,700万円、55款教育費では、幸田小学校大規模改造事業につきまして繰越額を1,000万円、幸田中学校大規模改造事業につきましては、繰越額を4,700万円とし、それぞれの財源につきましては、国庫支出金、一般財源により事業を行うものであります。

議案関係資料につきましては、1ページから2ページでございますので、御参照いただきたいと思っております。

続きまして、報告第2号でございます。平成24年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。この件につきましても、平成24年度におきまして繰越明許費予算の議決をいただいております。その繰越額について繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告をさせていただきます。

繰越明許費事業は、4ページの計算書のとおり、幸田駅前物件移転補償事業につきましては、繰越額を1億3,017万8,000円とし、国庫支出金6,518万1,000円と町債5,340万円及び一般財源1,159万7,000円にて事業を行うものでございます。

議案関係資料は、3ページを御参照いただきたいと思っております。

以上、報告させていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） これをもって、報告第1号、報告第2号の報告を終わります。

日程第5

○議長（大嶽 弘君） 日程第5、第30号議案から第36号議案までの7件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案第30号から第35号議案までの6件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。

第30号議案 幸田町税条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるからでございます。

改正の主な概要につきましては、まず第32条の7第1項の一部改正は、字句の整理等を行うもので、第32条の7第2項及び附則第7条の4の改正につきましては、東日本大震災からの復興に必要な財源を確保するため、平成25年から平成49年までの間、

復興特別所得税が課せられることに伴い、地方公共団体に対する寄附金、ふるさと寄附金について、復興特別所得税分の軽減を含め、寄附金額のうち2,000円を超える額について全額控除できることとするものであります。

次に、第33条及び第48条の一部改正は、字句の整理等でございます。

続きまして、第51条第5項及び第119条第4項の改正であります。独立行政法人森林総合研究所が所有し、かつ解散した独立行政法人緑資源機構から引き継いだ農用地総合整備事業の用に供する固定資産について、引き継いだ事業は既に完了し、該当の固定資産も所有していないことから、非課税措置等の特例を廃止するものであります。

次に、第53条、第65条第2項第5号、第83条第2項及び第122条の一部改正は、字句の整理等でございます。

続きまして、附則第3条の2及び第4条の改正であります。延滞金の割合につきましては、現在の低金利の状況を踏まえて、納税者等の負担を軽減する観点から、国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金の利率を引き下げるもので、延滞金に係る各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、それぞれ延滞金の区分に定める割合とするものであります。

具体的には、納付期限の翌日から起算して1カ月を経過した日以降に適用される14.6%の割合を、新たに国内銀行の貸出約定平均金利をもとに特例基準割合を定める方式に改めるもので、貸出約定平均金利が現行の1%とした場合は9.3%に、納期限後1カ月以内に適用されていた4.3%の割合を、新たな適用では3%に引き下げがなされるものであります。

続きまして、附則第7条の3の2及び第23条の改正であります。消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、個人住民税における住宅ローン控除を平成26年から平成29年末までの4年間延長するとともに、控除限度額を拡大するものであります。

次に、附則第14条の一部改正は、字句の整理等であります。

続きまして、附則第17条の2の一部改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の見直しを行うもので、認定事業用地適正化計画に該当する土地等との整理をするものであります。

次に、附則第19条の一部改正は、字句の整理であります。

続きまして、附則第22条の2の改正でございます。東日本大震災に伴い、その有する居住用家屋が居住の用に供することができなくなったものの相続人がその家屋の敷地を譲渡した場合には、その相続人が譲渡期限の延長の特例を受けることができることとするもので、新たに相続人をその特例の対象とするものであります。

施行期日につきましては、公布の日からであります。寄附金の控除、延滞金の割合等の特例、公益法人等に係る町民税の課税の特例、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例及び東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例に関する改正につきましては、平成26年1月1日から適用し、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例に関する改正につきましては、平成27年1月1日から適用するものであります。

議案関係資料につきましては、4ページから17ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思いますけれども、第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてであります。

提案理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、附則第11項において、地方税法の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するものであります。

施行期日は、公布の日からとさせていただきます。

議案関係資料は、18ページから19ページでありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、議案書の13ページをお願いいたします。

第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

14、15ページをお開きいただきたいと思います。改正内容の主な概要につきましては、国民健康保険の被保険者であったものが国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割等を、最初の5年間、2分1減額する現行措置に加え、その後3年間、4分の1に減額する措置を講じるものであり、第5条の2、第7条の3及び第21条の改正をし、さらに居住用財産の買かえ特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合における居住用家屋の敷地に係る譲渡期間を7年を経過する日の属する年の12月31日まで延長するため、附則第15項を加えるものであります。

施行期日は公布の日からありますが、附則に1項を加える改正規定は、平成26年1月1日であります。

なお、適用については、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、従前の例により、また第15項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税に適用するものであります。

議案関係資料は、20ページから24ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

第33号議案 幸田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるからでございます。

18ページをごらんいただきたいと思います。

改正の内容の主な概要につきましては、地方税法の一部改正により、還付加算金に係る特例基準割合の見直しのための改正を行うことに伴い、過誤納金の還付に関する条項を見直し、町税の例により行うよう改正することと合わせ、字句等の整理を行うもので

あります。

施行期日は、平成26年1月1日でございます。

なお、適用につきましては、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の加算金については、従前の例によるものでございます。

議案関係資料は、25ページから28ページでございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

次に、19ページをお願いいたします。

第34号議案 幸田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。

提案理由につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令の施行に伴い、必要があるからであります。

制定の主な概要といたしましては、平成24年5月11日付で公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、町長は町対策本部を設置しなければならないこととされているため、町の対策本部に関し必要な事項を定めるものでございます。

本条例は、5条で構成されておりまして、第1条では、条例制定の趣旨を示し、第2条では、本部の本部長等を定め、第3条では、本部の会議、第4条では、必要と認める場合での部の設置、第5条で、条例に定めるもの以外に必要な事項は本部長が別に定めることとしています。

施行につきましては、公布の日からとするものでございます。

議案関係資料は、29ページでございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

議案書の次に21ページをお願いいたします。

第35号議案 財産の取得についてであります。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、学習環境整備のためのパソコン取得に伴い、必要があるからであります。22ページを見ていただきたいと思います。

物品名は、小中学校のコンピュータ、物品の概要は、ノートパソコン79台、デスクトップパソコン47台、サーバー3台であります。

納入場所は、幸田町地内でございます。

契約金額は、2,088万4,500円でございます。

契約の方法は、8社による指名競争入札を5月9日に実施し、契約の相手方は、豊橋市内張町5番地の2、有限会社東京理科器 取締役 生崎 浩でございます。

議案関係資料は、31ページから33ページでございます。御参照いただきますよう、お願いいたします。

続きまして、補正予算でございます。

別冊の補正予算関係資料をごらんいただきたいと思います。

第36号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億3,850万円とするものでございます。

歳入の補正内容といたしましては、補正予算説明書の8ページをごらんいただきたいと思います。

60款の県支出金につきましては、風疹ワクチン接種緊急促進事業補助金50万円を新規計上するものであります。

80款の繰越金1,800万円を追加し、収支の調整をいたしております。

歳出の補正内容といたしましては、10ページをごらんいただきたいと思います。

20款の民生費では、里ゲートボール場上屋テント張替え工事費につきまして、1,300万円を新規計上するものであります。

25款の衛生費では、風疹予防接種助成金につきまして、100万円を新規計上し、7月から助成を開始するものであります。

45款の土木費では、バイオディーゼル親切ダンプの更新について、450万円を新規計上するものであります。

議案関係資料につきましては、議案関係資料34ページを御参照いただきたいと思っております。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御可決・承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどの件でございますけれども、法令が決まった段階でそこに番号が入るということでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を議会事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、6月7日金曜日午前9時から再開しますので、よろしく願いいたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を本日9時45分から第1委員会室で開催いたしますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

連絡事項は、以上であります。

本日は、御苦労さまでした。

これにて、散会といたします。

散会 午前 9時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年6月5日

議 長 大 嶽 弘

議 員 内 田 等

議 員 丸 山 千代子